

宮崎県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画

第3期 $\left(\begin{array}{l} \text{令和4年 4月 1日から} \\ \text{令和9年 3月31日まで} \end{array} \right)$

令和4年4月
宮崎県

目 次

1	計画策定の背景及び目的	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	
(1)	現状	1
①	生息動向及び捕獲状況	1
②	生息環境	7
③	被害及び被害防止施設設置状況	8
④	狩猟者の状況	9
⑤	その他	10
(2)	管理の目標	11
(3)	目標を達成するための施策の基本的考え方	13
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	
(1)	捕獲による数の調整	14
(2)	捕獲頭数管理	15
(3)	狩猟者の確保・育成	15
(4)	錯誤捕獲の防止	16
(5)	捕獲物の処理等	16
7	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	
(1)	事業の目的	16
(2)	実施期間	16
(3)	実施区域	16
(4)	事業の目標	16
(5)	事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価	16
(6)	事業の実施者	16
8	第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項	17
9	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	
(1)	被害防止対策	17
(2)	モニタリング等の調査研究	18
(3)	計画の実施体制	19

添付資料

資料 1	ニホンジカ適正管理計画	-----	2 2
資料 2	捕獲記録簿	-----	2 3
資料 3	シカ捕獲報告票	-----	2 5
資料 4	ニホンジカ糞粒調査用紙	-----	2 6
資料 5	シカ被害調査報告用紙	-----	2 7

1 計画策定の背景及び目的

本県において、ニホンジカは、生息頭数の増加や分布域の拡大により農林産物被害のほか、希少野生動植物が絶滅の危機に瀕するなど影響も深刻化している。

このため、県では第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を策定し、現在、第2期計画（平成29年度～令和3年度）に取り組み、市町村や関係機関等と連携しながら、管理のための施策を展開しているが、第2期計画期間内の農林作物への被害額は、年度あたり1億5千万～1億8千万円と依然として高水準で推移している。

こうしたことから、引き続き、第3期計画（令和4年度～令和8年度）を策定し、ニホンジカの生息及び捕獲状況や農林作物への被害の発生状況を的確に把握するとともに、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理の目標を設定し、被害防止対策等の手段を総合的に講じる。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

本県のシカの主要な生息地は、かつての分布状況を踏まえると、大きく分けて5つの地域（大分県に跨がる地域、熊本県に跨がる地域、鹿児島県に跨がる地域、延岡市と門川町の境にある烏帽子岳周辺の地域、青井岳周辺の地域）で構成され、いくつかの主要な生息地の分布は現在、連続的になっている。

管理に当たっては、県全域を対象とするが、分布域及び個体交流の障害の観点から、県内の主要河川で区切られる6つの管理ユニット（図－1）に分けて管理を行うこととする。ただし、密度や被害の状況によりさらに細分化する。

なお、シカの分布域が拡大しているため、必要に応じて細分化した管理ユニットの見直しを行うものとする。

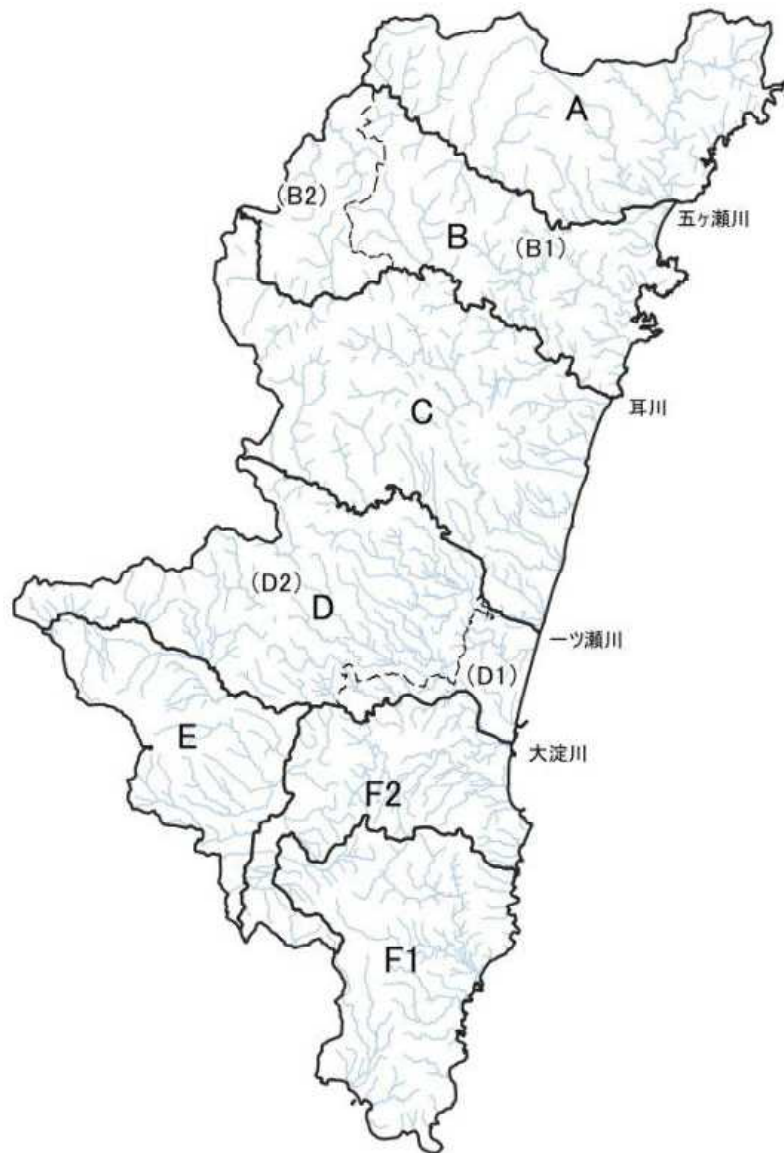
5 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 現状

① 生息動向及び捕獲状況

ア 分布域

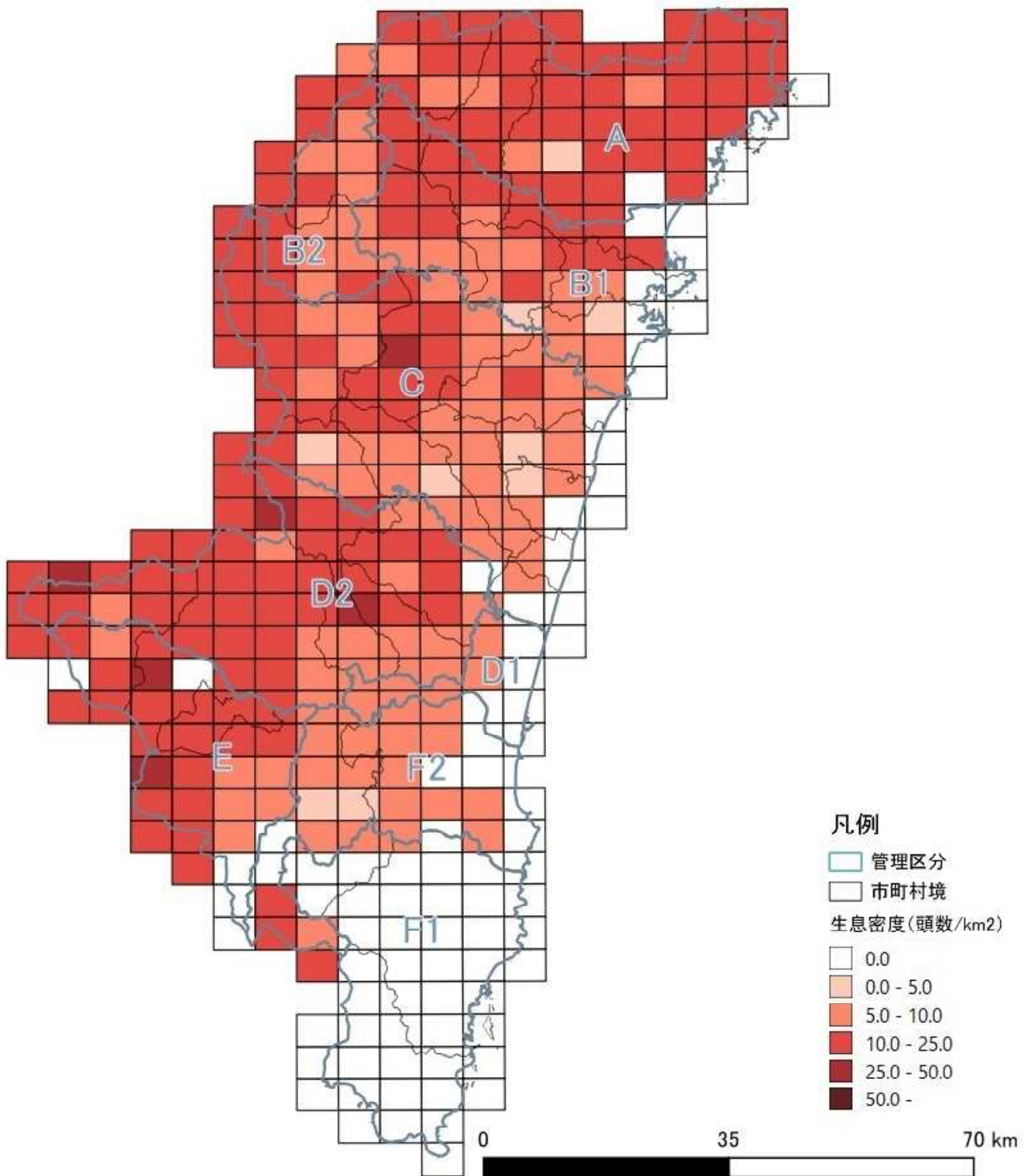
図－2に令和2年度調査のシカ分布状況を5kmメッシュで示す。



図－1 管理ユニット

(凡例)

- A地区：五ヶ瀬川以北
- B地区：耳川と五ヶ瀬川の間
- C地区：一ツ瀬川と耳川の間
- D地区：大淀川（河口～小林市野尻町）、岩瀬川（小林市野尻町）及び国道268号（小林市～えびの市、一部は国道221号）を結ぶ線と一ツ瀬川の間
- E地区：国道268号（えびの市～小林市、一部は国道221号）、岩瀬川（小林市野尻町）及び大淀川（都城市）を結ぶ線と鹿児島県境との間
- F地区：大淀川以南
（三股町、日南市、串間市をF1、それ以外の地区をF2と細分）



特定鳥獣生息実態等調査事業令和2年度(2020) 宮崎県

図-2 宮崎県におけるシカの分布

県内を全体的に見てみると、山岳地帯を中心に、F 1 地区を除くほぼ全域が分布域となっている。

ここで、令和 2 年度の分布状況調査を基に各地区毎の分布状況を以下に示す。

(ア) A 地区

分布域は、祖母、傾、大崩連山を含み、東の海岸部から大分県側、熊本県側につながっている。

(イ) B 地区

分布域は、向坂山、諸塚山、真弓岳を含み、東の海岸部から熊本県側につながっている。

(ウ) C 地区

分布域は、市房、三方、尾鈴の山系を含み、東の海岸部から熊本県側につながっている。

(エ) D 地区

分布域は、掃部岳、大森岳、白髪岳の山系を含み、西側は熊本県側につながっている。

(オ) E 地区

霧島山周辺を中心に分布しており、鹿児島県側につながっている。

(カ) F 地区

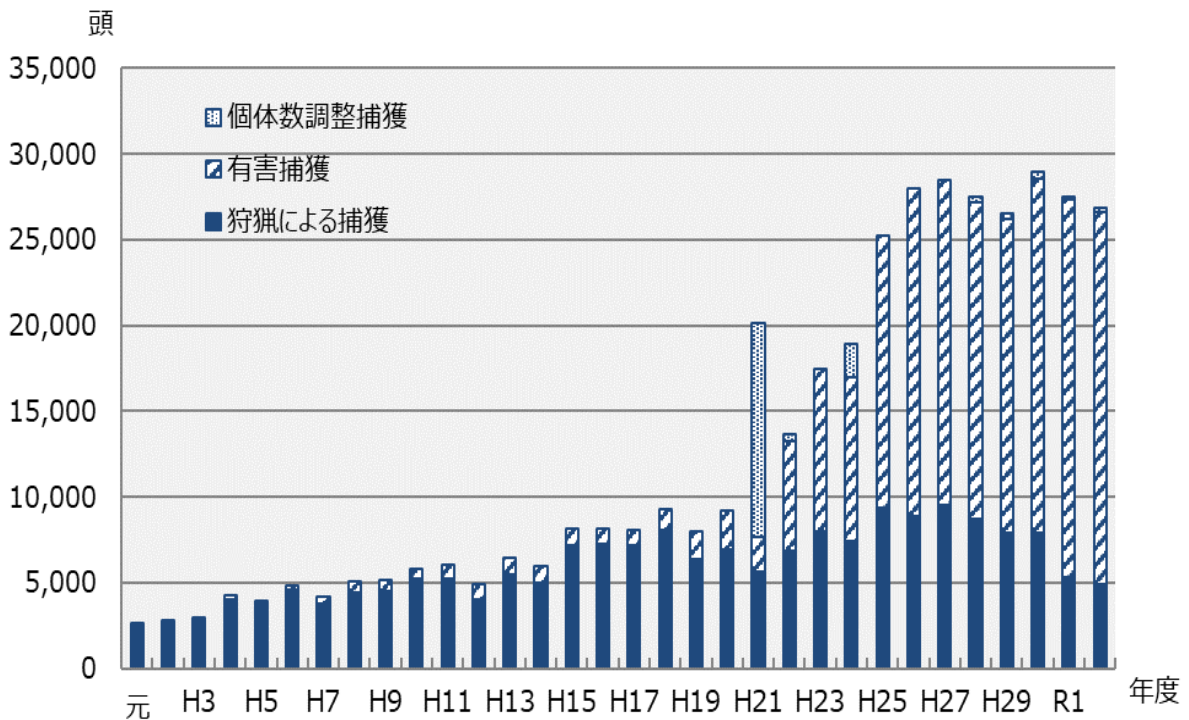
青井岳周辺に分布している。

イ 捕獲状況

県内でのシカの捕獲頭数は、県内の一部でメスジカの狩猟を解禁した平成8年度に5,000頭を超え、平成14年度までは5,000～6,000頭で推移していたが、メスジカ可猟区の拡大及び狩猟期間の延長が実施された平成15年度以降は8,000頭～9,000頭に増加した。平成21年度には、深刻化する農林作物への被害に対し捕獲を促進するため、特別捕獲により12,500頭を捕獲し、全体の捕獲頭数は20,176頭となった。

また、有害捕獲について、平成17年度までは年々増加傾向であったが、その後大きく増加し、平成20年度から、県の事業により、有害捕獲に対し1頭当たり5,000～10,000円の助成を行ったこともあり、平成20年度には2,302頭となった。その後も農林作物への被害の増大に伴い捕獲頭数は増加し、特に、平成25年度からは、国の交付金を活用して、さらなる捕獲の強化を図ったこともあり、有害捕獲だけで、平成26年度から令和2年度までの間は約18,000頭から22,000頭で推移し、全体の捕獲頭数も、令和2年度は26,891頭となった（図－3、表－1）。

なお、平成28年度より個体数調整（指定管理鳥獣捕獲等事業等）のための捕獲に取り組んでおり、令和2年度は、273頭を捕獲している。



図－3 捕獲頭数の推移

表-1 捕獲内訳

(単位：頭)

		A	B	C	D	E	F	計		
平成28年度	狩	オス	1,012	773	933	663	565	95	4,041	
		メス	1,149	1,020	1,269	803	396	59	4,696	
		小計	2,161	1,793	2,202	1,466	961	154	8,737	
	猟 農林 被害 防止 個体 調整	オス	2,090	1,789	1,693	1,539	738	116	7,965	
		メス	3,119	2,304	2,133	1,807	971	153	10,487	
		小計	5,209	4,093	3,826	3,346	1,709	269	18,452	
	計	オス	13	3	45	21	9	0	91	
		メス	37	8	73	34	30	0	182	
		小計	50	11	118	55	39	0	273	
	平成29年度	狩	オス	3,115	2,565	2,671	2,223	1,312	211	12,097
メス			4,305	3,332	3,475	2,644	1,397	212	15,365	
小計			7,420	5,897	6,146	4,867	2,709	423	27,462	
猟 農林 被害 防止 個体 調整		オス	944	533	910	848	436	129	3,800	
		メス	1,020	707	779	1,025	425	119	4,075	
		小計	1,964	1,240	1,689	1,873	861	248	7,875	
計		オス	2,065	1,891	1,803	1,630	506	144	8,039	
		メス	3,032	2,189	2,447	1,309	1,091	228	10,296	
		小計	5,097	4,080	4,250	2,939	1,597	372	18,335	
平成30年度		狩	オス	45	0	0	48	35	0	128
	メス		82	0	0	39	97	0	218	
	小計		127	0	0	87	132	0	346	
	計	オス	3,054	2,424	2,713	2,526	977	273	11,967	
		メス	4,134	2,896	3,226	2,373	1,613	347	14,589	
		小計	7,188	5,320	5,939	4,899	2,590	620	26,556	
	令和元年度	狩	オス	668	675	801	798	440	118	3,500
			メス	957	788	1,003	964	522	155	4,389
			小計	1,625	1,463	1,804	1,762	962	273	7,889
		猟 農林 被害 防止 個体 調整	オス	2,238	1,804	2,287	1,885	803	125	9,142
メス			3,077	2,331	2,905	2,010	1,036	173	11,532	
小計			5,315	4,135	5,192	3,895	1,839	298	20,674	
計		オス	36	0	0	99	29	0	164	
		メス	53	0	0	71	81	0	205	
		小計	89	0	0	170	110	0	369	
令和2年度		狩	オス	2,942	2,479	3,088	2,782	1,272	243	12,806
	メス		4,087	3,119	3,908	3,045	1,639	328	16,126	
	小計		7,029	5,598	6,996	5,827	2,911	571	28,932	
	猟 農林 被害 防止 個体 調整	オス	331	223	574	680	380	113	2,301	
		メス	319	393	838	1,150	265	83	3,048	
		小計	650	616	1,412	1,830	645	196	5,349	
	計	オス	2,226	2,505	2,037	1,705	952	197	9,622	
		メス	3,098	3,117	2,634	2,194	1,069	236	12,348	
		小計	5,324	5,622	4,671	3,899	2,021	433	21,970	
	令和3年度	狩	オス	18	16	11	0	25	0	70
メス			39	11	13	0	50	0	113	
小計			57	27	24	0	75	0	183	
計		オス	2,575	2,744	2,622	2,385	1,357	310	11,993	
		メス	3,456	3,521	3,485	3,344	1,384	319	15,509	
		小計	6,031	6,265	6,107	5,729	2,741	629	27,502	
令和4年度		狩	オス	312	141	724	688	320	78	2,263
			メス	212	242	894	852	406	52	2,658
			小計	524	383	1,618	1,540	726	130	4,921
		猟 農林 被害 防止 個体 調整	オス	2,078	2,135	2,193	1,857	1,022	261	9,546
	メス		2,700	2,816	3,010	2,129	1,249	247	12,151	
	小計		4,778	4,951	5,203	3,986	2,271	508	21,697	
	計	オス	48	0	17	18	22	17	122	
		メス	57	0	8	12	54	20	151	
		小計	105	0	25	30	76	37	273	
	計	オス	2,438	2,276	2,934	2,563	1,364	356	11,931	
メス		2,969	3,058	3,912	2,993	1,709	319	14,960		
小計		5,407	5,334	6,846	5,556	3,073	675	26,891		

② 生息環境

ア 植生

本県の森林は日本の水平的森林植生帯の中で、本土最南部域の森林帯に位置づけられている。現存植生をみると、植林地の面積が大きく、原植生はわずかに内陸山地の一部、特別に保護された地域、神社の社叢、湿原や岩隙地などの特殊な環境の地域にみられるだけで、代償植生によって広い面積が占められている。

自然植生の垂直分布では、海拔約1,000mを境にして下部が暖温帯性常緑広葉樹林帯、上部が冷温帯性落葉広葉樹林帯となっている。また、石灰岩地、沿海岸には、それぞれ特色のある植生が形成されている。

植生の分布をみると、スギとヒノキが多く全県下にみられるが、特に、県中・県南でスギとヒノキの植林率が高くなっている。

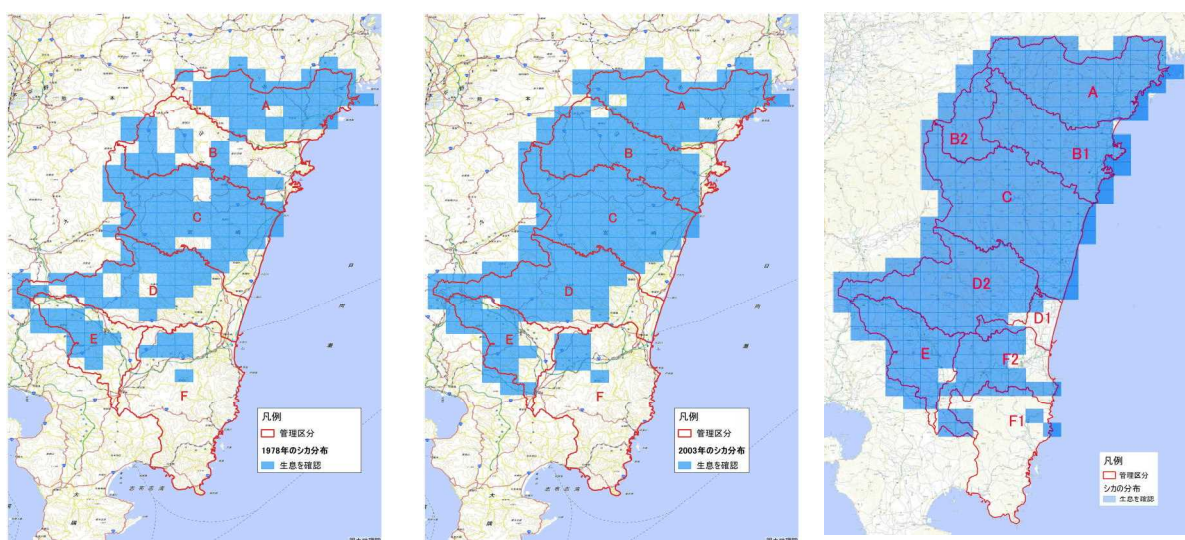
イ 植生とシカの分布・生息密度との関連

県全域の植生とシカ分布域を比較すると、分布域では自然裸地などの割合が減少し、自然林（針葉樹林・落葉広葉樹林・常緑広葉樹林）や林業利用地の割合が高くなっている。

高密度地域では、更にその傾向が顕著に現れ、自然裸地等がなくなり、分布域でも半分以上を占めていた林業利用地を自然林が上回っている。自然林の中では落葉広葉樹林が最も多く、次いで針葉樹林、常緑広葉樹林となっている。高密度地域は、高標高地の落葉広葉樹林帯とそれに隣接する林業利用地と考えられる。

シカの食性については、捕獲個体食性分析調査結果から、本地域のシカが常緑・落葉広葉樹の木本類とグラミノイド（主にササ類）を主食としていることが分かっている。

以上のことから、本県のシカは、元来シカの生息域であった高標高地域の落葉広葉樹林帯を中心に生息密度を増加させ、林業利用地や常緑広葉樹林が多く分布している低標高地域に分布を拡げてきたと思われる（図－4、表－2）。



図－4 シカ分布の変遷
(左：1978年、中央：2003年、右：2018年)

表－2 生息密度

管理ユニット	分布面積 km ²	生息密度 頭/km ²
A	965.3	18.5
B	1055.6	12.9
B 1	730.4	11.4
B 2	325.2	16.2
C	1,336.4	12.0
D	968.1	22.8
D 1	42.6	12.5
D 2	925.5	23.2
E	336.8	31.0
F		
F 1	--	--
F 2	332.7	15.4
県計 (平均)	4,994.9	17.0

※宮崎県特定鳥獣生息等調査業務（令和2(2020)年度）

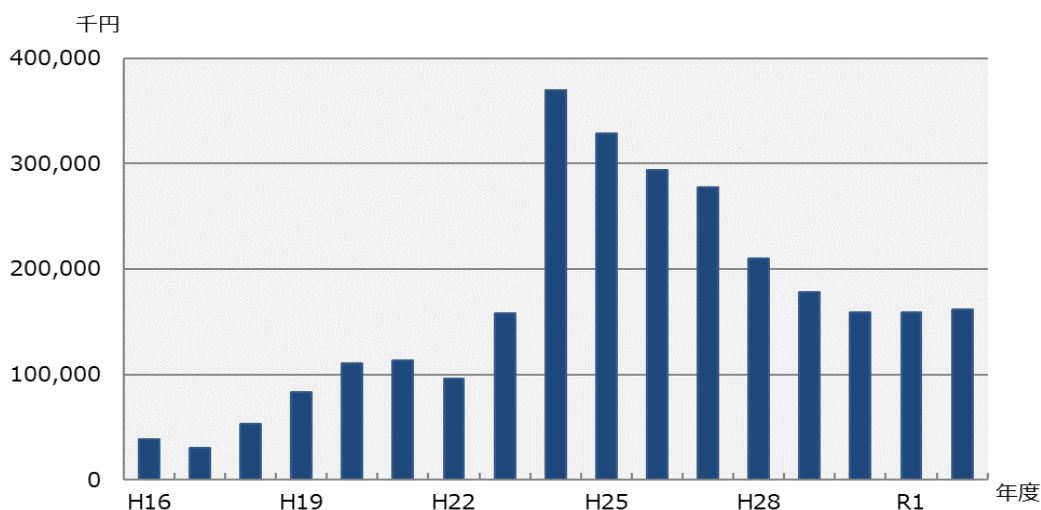
③ 被害及び被害防止施設設置状況

ア 被害状況

シカによる農林作物への被害額は、平成17年度以降増加し、平成24年度には369,939千円となった。その後は減少傾向となっているが、未だ深刻な被害が続いている。（図－5）。

また、生息域の拡大により被害は県南地域（F1地区）を除く県下全域にわたっており、山地帯、低山帯、丘陵地及び平野まで農林作物被害が拡大しているほか、ノカイドウやカモシカ等の希少野生動植物の生息域を圧迫するなど森林生態系に対して重大な脅威となっている。

なお、令和2年度における主な被害農林作物としては、人工林が全体の約4割を占め、次いで、水稻、果樹、飼料作物の順となっている（表－3）。



図－5 農林作物の被害額の推移

表－3 令和2年度作物別被害額

(単位：千円、%)

作物名	人工林	水稻	果樹	飼料作物	野菜類	特用林産物	その他	計
被害額	62,781	30,497	28,754	16,623	15,211	3,598	4,155	161,619
割合	38.8	18.9	17.8	10.3	9.4	2.2	2.6	100.0

イ 被害防止施設設置状況

シカによる農林業被害を防止するため、国・県・市町村補助事業等により、電気柵・防護柵等を設置している。

電気柵は、農作物の被害防止対策が主であり、対象作物は、主に水稻、野菜類、飼料作物となっている。防護柵は、農作物のほか、林業被害地の新植地や幼齢林、シイタケ等の林産物を対象に設置している。

表－４ 被害防止施設設置状況

(単位：m、千円)

区分	単位	27	28	29	30	元	2
電気柵	延長	47,850	57,750	53,600	58,200	47,800	55,030
	事業費	13,587	16,060	16,119	16,262	15,218	17,831
防護柵 (造林)	延長	601,843	489,637	447,460	444,852	428,805	483,342
	事業費	996,878	866,220	871,659	908,117	901,215	815,106
防護柵 (特用林産)	延長	5,050	7,075	2,375	3,351	5,350	1,500
	事業費	2,117	3,606	1,530	2,034	1,594	840

④ 狩猟者の状況

県内の狩猟免許所持者数は、年々減少しており、令和2年度には5,617人となった。年齢構成を見ると、60才以上の占める割合は年々高まり、昭和61年度には20.3%であったが、令和2年度では狩猟免許所持者全体の72.2%を占めるまでになり、高齢化が進行している（図－6）。

そのうち、本県で狩猟のために登録を受ける者も年々減少し、令和2年度は4,289人となったが、その中で網・わな猟の狩猟者登録数は年々増加しており、令和2年度では昭和61年度582人の約3.9倍の2,273人となっている。

これは、銃器に比べ取扱いが簡易で捕獲が期待できるわなを使用する登録者が増加しているものと考えられる（図－7）。

なお、平成18年度は網・わな特区の実施、平成19年度からは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、従来の網・わな猟免許が、網猟免許及びわな猟免許に区分され、狩猟免許試験における負担が軽減されている。

また、狩猟免許試験を年3回（2回目及び3回目は日曜日）とし、令和3年度からは延べ11会場で実施するなど、狩猟免許を取得しやすい環境づくりに努めている。

(※人数は、延べ人数)

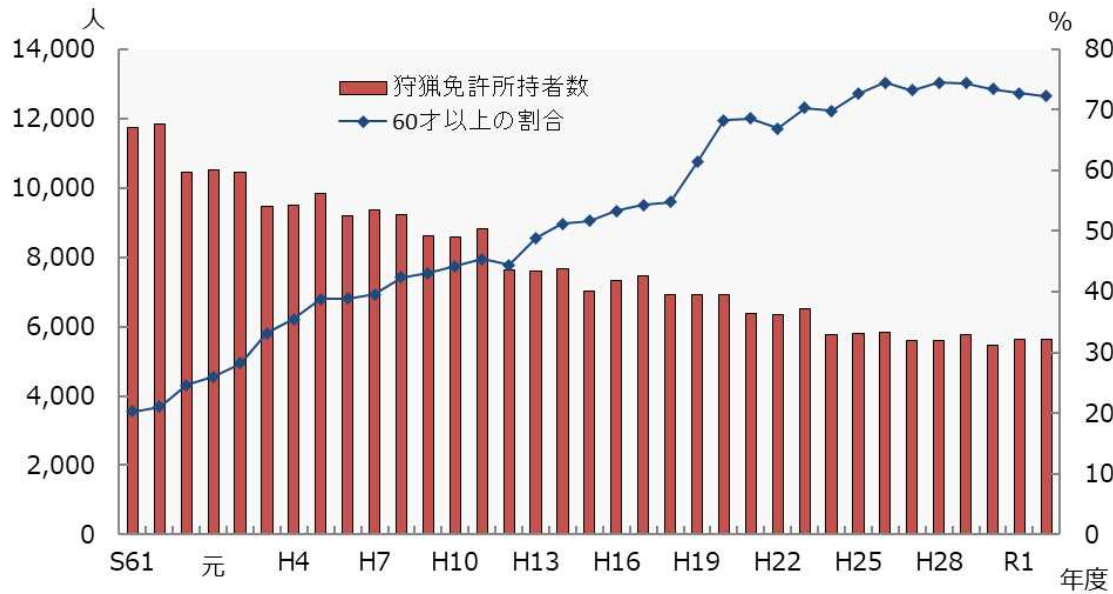


図-6 狩猟免許所持者数及び60才以上の占める割合の推移

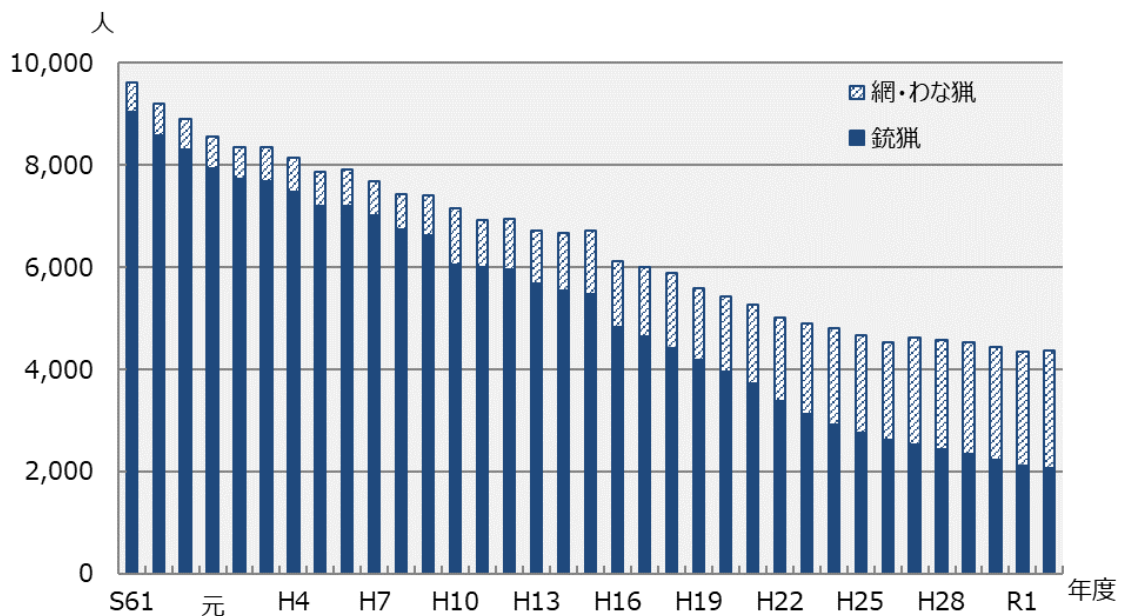


図-7 狩猟者登録数の推移

⑤ その他

シカによる農林業被害及び一部地域の生息頭数が増加傾向にあることから、平成7年度から(一財)自然環境研究センターに本格的な生息実態調査を委託し、生息密度、生息頭数、被害状況等をAからFの6つの管理ユニット(図-1)に分けて調査を実施している。

F1地区では、シカによる農林作物等への被害は確認されていないが、年々目撃情報数や監視カメラによる撮影頭数が増加している。

令和元年度より県事業(委託)によりシカの捕獲を進めているほか、関係機関により情報収集や捕獲に向けた取組みを強化している。

(2) 管理の目標

シカは集団性で条件の良い場所では、群サイズが大きくなり極めて高い密度に達する種である。このため適正密度以上に増加した場合、農林業被害だけでなく自然植生に対しても破壊的な圧力が加わることがある。このように地域個体群によっては、人が個体群動態に積極的に関わり、個体群を適正に管理する必要がある。一方では、シカは生態系の重要な構成要素であり、それぞれの地域に個体群を存続しておく必要がある。

以上の点を考慮し、本県のシカ個体群管理の目標を次のように設定する。

① 生息密度の低減

ア 保護優先地域（目標生息密度：5頭/km²）

シカ個体群保護のための中核地域であり、生息環境に対する人為的行動を避け、自然状態を維持することに重点を置く地域で、具体的には、国立・国定公園、鳥獣保護区とする。被害に対しては、可能な限り捕獲以外の被害防止対策を検討するが、被害が抑止できない場合は、数の調整のための捕獲を実施する。

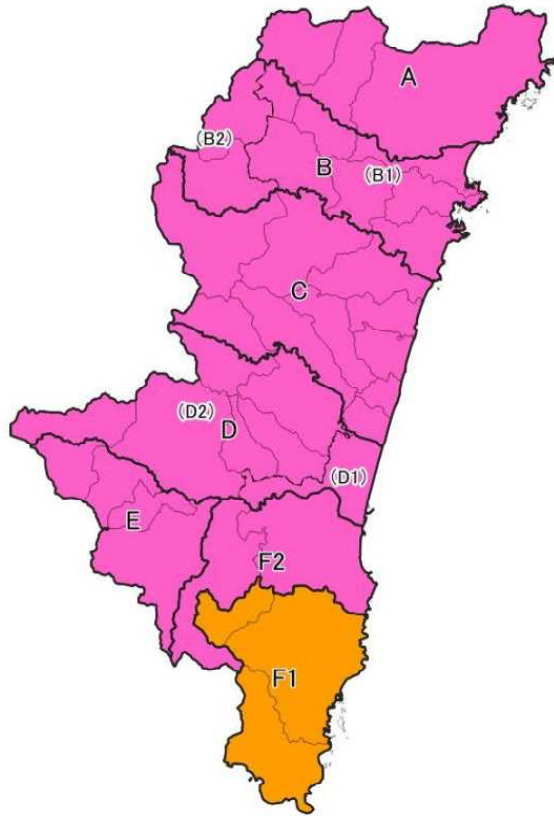
イ コントロール地域（目標生息密度：2頭/km²）

人による土地利用、すなわち農林業生産に重点を置く地域で、個体群管理の手段は、狩猟及び数の調整のための捕獲を実施する。

管理単位は、「4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域」に掲げるとおり管理ユニット単位とし、それぞれの管理目標を示す。

表－5 管理の目標

管理ユニット	管理の目標
A B C D E F (F 2)	保護優先地域5頭/km ² 、コントロール地域2頭/km ² を目標密度とし、管理に当たっては、狩猟期の延長等を行う。 また、隣県との連携や捕獲による数の調整を重点的に行い、目標密度までの生息頭数の減少を図る。
F (F 1)	生息域の拡大を防ぐことを目標とし、管理に当たっては、狩猟期の延長等を行う。 また、監視体制を強化することで、侵入を早期に把握し、捕獲対策に反映する。



図－8 宮崎県の管理を行う地域区分

② 農林作物被害の低減

第3期計画ではシカによる農林作物への被害額を令和8年度までに1億2千万円以下にする。

表－6 シカによる農林作物被害額の実績、目標

(単位：千円)

第1期				
H24	H25	H26	H27	H28
369,939	328,951	294,225	278,069	210,291
第2期				
H29	H30	R1	R2	R3
178,168	158,566	159,368	161,619	154,000
第3期				
R4	R5	R6	R7	R8
146,000	139,000	132,000	125,000	120,000

実績：平成24年度～令和2年度、目標：令和3～8年度

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

シカ個体群の生息状況、生息環境、被害実態などの現状の把握と分析を行い、本計画に基づく個体群管理・生息環境管理・被害防除対策等の施策を実施する。その後、生息状況や被害状況、捕獲効率などのモニタリング等の調査結果に基づいて施策の評価を行い、管理計画の見直しを行う。

図-9に、この一連の管理体制フローを示す。

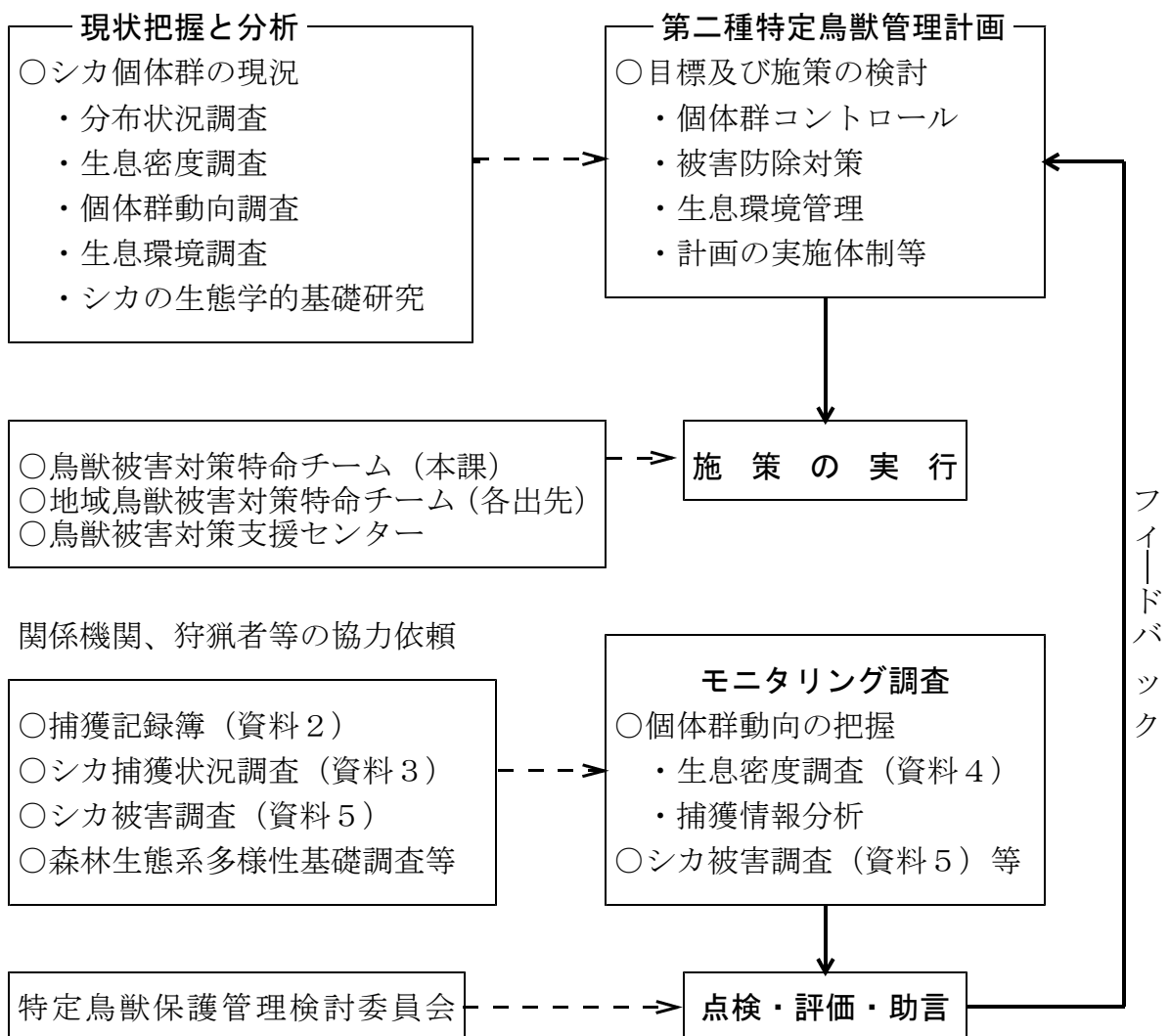


図-9 シカ管理体制

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 捕獲による数の調整

農林業又は天然林等への被害が多く、シカの生息密度が高い地域については、基本目標頭数を設定し、数の調整を図る。

捕獲を推進するための方法は、次のとおりとする。

① 狩猟による捕獲の促進

ア 狩猟期間の延長

ニホンジカの狩猟期間を、「毎年11月15日から翌年2月15日まで」から「毎年11月1日から翌年3月15日まで」に変更する。

対象とする区域は、県内全域とする。

イ 禁止する猟法の解除

シカ等の捕獲をするため、くくりわなを使用する方法のうち輪の直径が12cmを超えるものは禁止猟法となっているが、シカについて、足くくりわなに限りこの規制を解除する。

対象とする区域は、県内全域とする。

※ くくりわなの直径については、平成19年1月29日（平成19年4月16日施行）に一部改正された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則により規制されたものであるが、これはツキノワグマの錯誤捕獲の危険性に配慮したものであり、本県ではツキノワグマの生息が確認されていないことから、規制を解除するものである。

② 農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲

各市町村及び市町村有害鳥獣対策協議会による農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲（許可捕獲）を適正かつ円滑に推進するため、各種の助言や捕獲活動の助成を行う。

③ 数の調整のための特別捕獲

ニホンジカ適正管理計画（平成26年度策定）（資料1（p22））に基づき、適宜実施するものとする。

また、目標達成に必要な捕獲頭数については、モニタリング等の調査をもとに年度ごとに定めるものとする。

表－7 個体群管理計画

（単位：頭）

年 度	R4	R5	R6	R7	R8
目標生息頭数	77,000	72,000	68,000	65,000	61,000

④ 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業を、ニホンジカの生息状況やニホンジカによる被害状況等を勘案して実施するものとする。

事業の実施については、「7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項」に定める。

今回示した目標生息頭数は、ひとつの目安としてとらえ、今後の生息頭数推定調査により総合的に評価し、必要に応じて見直すものとする。また、今後の生息頭数推定調査にあたっては、生息密度モニタリング調査や狩猟者アンケート等結果によるシカの糞粒密度、捕獲効率及び目撃効率等の密度指標の精度向上に努めるものとする。

また、表－２の生息密度及び表－７の管理の目標を踏まえ、各管理ユニットの地域区分別目標生息頭数を示すと表－８のとおりとなる。

表－８ 各管理ユニットの地域区分別目標生息頭数

管理 ユニット	分布面積(km ²)			目標生息頭数(頭)		
	保 護 地 域	コントロール 地 域		保護地域 5頭/km ²	コントロール地域 2頭/km ²	計
A	965.3	450.7	514.6	2,254	1,029	3,283
B	1,055.6	93.0	962.6	465	1,925	2,390
C	1,336.4	295.7	1,040.7	1,479	2,081	3,560
D	968.1	138.3	829.8	692	1,659	2,351
E	336.8	142.0	194.8	710	390	1,100
F 1	--	--	--	--	--	--
F 2	332.7	78.8	253.9	394	508	902
計	4,994.9	1,198.5	3,796.4	5,994	7,592	13,586

(2) 捕獲頭数管理

特定鳥獣の捕獲による捕獲頭数等を把握し、生息状況等を判断する指標データの収集を行う。

① 数の調整による捕獲頭数の把握

数の調整（農林業被害防止のための捕獲を除く。）による捕獲の実態を把握するため、市町村・有害鳥獣捕獲班等の協力を得て、捕獲記録簿（資料２）に記録する。

なお、本データの分析は、専門機関に依頼するものとする。

② 狩猟による捕獲頭数の把握

狩猟期間の捕獲の実態を把握するため、狩猟者の協力を得てシカ捕獲状況調査（資料３）を実施する。

(3) 狩猟者の確保・育成

狩猟免許所持者数は、わな猟免許所持者が増加している一方で、銃器を使用する第一種銃猟免許所持者がそれ以上に減少していることから、全体では減少している。

このため、更なる狩猟免許試験のPRや狩猟免許取得促進事業による狩猟免許取得経費の支援を市町村と連携して行い、狩猟を始めるきっかけを増やす等により捕獲の担い手である狩猟者の確保に努める。

また、わな猟初心者を対象とした技術向上のための研修会や、銃猟による有害鳥獣捕獲従事者に対する安全・技術向上講習会を実施し、狩猟者の育成を図る。

(4) 錯誤捕獲の防止

カモシカ等の生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、カモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。

(5) 捕獲物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

(1) 事業の目的

ニホンジカ適正管理計画の目標の達成を実現させるために、狩猟者が行う狩猟、市町村が主体となった有害鳥獣捕獲に加え、県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、個体群管理の強化を図るものとする。

(2) 実施期間

「3 計画の期間」に定める期間内において、地域の実情等により適切な期間で設定するものとし、原則1年以内とする。

(3) 実施区域

「4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域」を対象とし、具体的には「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」（以下「実施計画」という。）において定める。

(4) 事業の目標

狩猟及び有害鳥獣捕獲と併せて当事業を実施することにより、ニホンジカ適正管理計画の目標の達成を図る。

事業の目標の詳細は「実施計画」において定める。

(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

ア 実施方法

使用する猟法（銃猟、わな猟）や規模（日数、回数、人数等）、作業手順や安全管理、錯誤捕獲等の対応、捕獲個体の処分方法について「実施計画」において定める。

イ 実施結果の把握並びに評価

事業の受託者等から捕獲情報等を収集し当該事業の成果を検証するものとする。

また、実施期間が終了したときには、捕獲情報等の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、事業の目標の達成状況、「5 第二種特定鳥獣の管理の目標」に対する寄与の程度、事業の効果・妥当性等を考慮し、「実施計画」の評価を行うものとする。

(6) 事業の実施者 宮崎県

8 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

シカの生息地管理として、農林作物への被害の低減を図るために「鳥獣を寄せ付けない『地域力』の向上を目指すこととし、被害防除対策と併せて野生鳥獣を取り巻く森林環境の整備を図るため、単一的な人工林の造成から実なる木の植栽や針広混交林の導入など多様な生態系を構成する森林づくりに誘導するなど、中・長期的視点に立った「生息環境対策」を推進する。

また、耕作放棄地の管理や手入れのされていない森林の整備の促進を図り、シカが近づきにくい環境整備を集落ぐるみで取り組むよう啓発を行う。

表－9 生息環境整備の事業

事業名	事業主体	補助率				主管課
		国	県	市町村	その他	
森林環境保全直接支援事業	森林所有者等	3/10	1/10		6/10	森林経営課

9 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 被害防止対策

シカによる農林作物への被害を低減させるためには捕獲だけでなく、聞き取りによる集落の被害状況調査により、被害箇所、被害面積等を地域住民が共有し、その上で「鳥獣被害対策研修会」等を継続的に実施し、追い払いの実施やエサ場の撤去、野生鳥獣の生態の研究に基づく防護柵等の効果的な設置方法など、野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを地域が一体となって取り組む「被害防止対策」を推進する。

併せて、地域ぐるみの対策を促進するため、市町村と連携し、防護柵、爆音機、箱わな等の購入に必要な費用の助成を行っていく。

表－10 被害防止対策

事業名	事業主体	事業内容	補助率				主管課
			国	県	市町村	その他	
鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業	農林業者	イノシシやシカ等による農林業被害の防止を図るための電気防護柵等の設置		1/3	1/3	1/3	自然環境課
森林環境保全直接支援事業	森林所有者等	野生鳥獣による森林被害の防止等を図るための鳥獣害防止施設（防護柵）の設置	3/10	1/10		6/10	森林経営課

(2) モニタリング等の調査研究

① 現状把握と分析

シカ個体群の現況を把握するため、次の調査を実施する。

調査及び分析は、専門機関に委託する。

ア 分布状況調査

イ 生息密度調査

ウ 個体群動向調査（生息頭数の推定及び将来予測の調査を含む）

エ 生息環境調査

オ シカの生態学的基礎研究

② モニタリング調査

計画の評価を行うための調査を実施する。

ア 生息密度調査

生息密度の高い地域を中心に固定調査地点を設定し、シカの生息状況を定期的に調査することにより、捕獲による数の調整の効果を判定・評価する。

1) 調査地域

管理計画対象地域内及びその周辺の地域とし、市町村単位で実施

2) 調査時期

毎年度2月又は3月に1回実施

3) 調査方法

糞粒調査（資料4）

- ・ 各市町村、15～18地点を選定。
- ・ 各調査地点ごとに2m×10mの枠を5箇所（A, B, C, D, E）設定し、その中の糞粒をカウントし生息密度を推定する。
- ・ 毎年度、同一時期に調査することにより、経年変化を比較し推定生息頭数増減の指標とする。

4) 調査機関

現地調査は、県職員・市町村職員・鳥獣保護管理員等で行うこととし、調査データ分析については、専門機関に委託する。

イ 林木被害調査（資料5）

1) 調査地域

シカの生息が確認されているか、過去にシカによる被害が報告されている市町村を対象に実施する。

2) 調査時期

毎年度2月～6月に1回実施

3) 調査方法

各市町村において、造林地を対象に20箇所以上を目標に実施する。

4) 調査機関

現地調査は、各県出先機関単位で関係者等と調整して行うこととし、調査データ分析については、専門機関に委託する。

ウ 捕獲個体分析

数の調整により捕獲した個体については、資料2によるデータ収集に努める。

調査データ分析については、専門機関に委託する。

③ 関係機関及び狩猟者への協力依頼

下記の調査等を行い、調査データ分析は専門機関に依頼する。

ア 捕獲記録簿（資料2）

数の調整のための捕獲を実施した捕獲者に、捕獲場所、妊娠状況、目撃情報等の報告を依頼し、報告データにより、シカ個体群の動態等の資料とする。

イ シカ捕獲状況調査（資料3）

狩猟者に、捕獲場所、妊娠状況、目撃情報等の報告を依頼し、報告データにより、シカ個体群の動態等の資料とする。

ウ 林木被害調査（資料5）

林業普及指導員や森林組合等に、造林地における林木の被害状況の調査を依頼し、シカ個体群の動態等調査の資料とする。

エ 森林生態系多様性基礎調査（林野庁）

県内で調査されている森林生態系多様性基礎調査の獣害及び野生鳥獣の生息痕跡等調査のデータを活用し、森林の状態とその変化の動向を把握する。

(3) 計画の実施体制

① 特定鳥獣保護管理検討委員会

学識経験者、農林業団体及び関係行政機関の職員等からなる検討委員会を設置し、本県に生息するシカ個体群についての具体的な対策等を検討・評価等する。

② 鳥獣被害対策プロジェクトの推進

鳥獣被害対策を効果的に進めるため、新たな視点に立った鳥獣被害対策体制の整備を行うとともに、市町村と連携して、地域において緊急的な捕獲対策や集落単位での被害防止対策、地域リーダーの育成、多様な森づくりなどの鳥獣被害対策を推進する（図-10）。

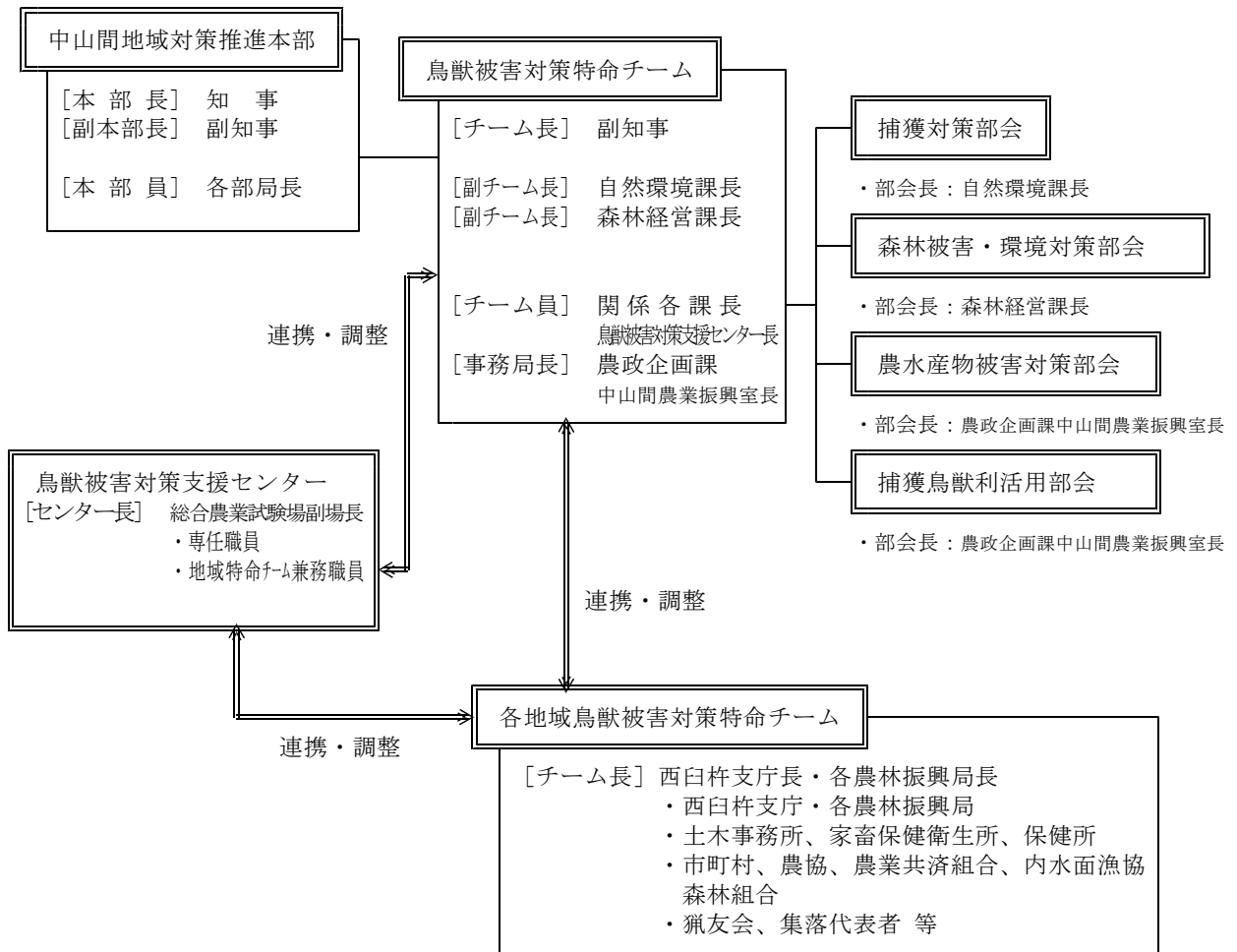
※新たな視点に立った鳥獣被害対策

無自覚の「餌付け」をやめ、徹底的な追い払いを行うとともに、不足する冬期のエサを制限することにより、適正な生息頭数に導く、地域一体となった取組。

③ 関係機関等との連携・協力

本計画を推進するに当たり、隣接する関係県や市町村等との情報交換や連絡調整及び連携を図り、効果的な対応策等を検討する。

図-10 鳥獣被害対策プロジェクトの実施体制



添 付 資 料

(資料1)

ニホンジカ適正管理計画

- 計画期間：平成26年度 ～ 令和12年度
- 目標生息頭数：47,000頭（令和12年度末時点）
- 個体群管理計画

単位：頭

年度	(基準年) 25	(1年目) 26	(2年目) 27	(3年目) 28	(4年目) 29	(5年目) 30
目標生息頭数	144,000	136,000	128,000	119,000	112,000	101,000
年度	—	(6年目) 元	(7年目) 2	(8年目) 3	(9年目) 4	(10年目) 5
目標生息頭数	—	94,000	88,000	82,000	77,000	72,000
年度	—	(11年目) 6	(12年目) 7	(13年目) 8	(14年目) 9	(15年目) 10
目標生息頭数	—	68,000	65,000	61,000	58,000	54,000
年度	—	(16年目) 11	(17年目) 12			
目標生息頭数	—	50,000	47,000			

※第8次宮崎県森林・林業長期計画 (令和3年～12年度)
 第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（第3期）（令和4年～8年度）

【参考】

- 目標生息頭数及び捕獲頭数

(単位:頭)

区分	(基準年)	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)	(6年目)	(7年目)	(8年目)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
目標生息頭数 (実績)	144,000	136,000	128,000	119,000	112,000	101,000	94,000 (85,000)	88,000	82,000
捕獲頭数 (実績)	(25,203)	(27,958)	(28,451)	(27,462)	(26,556)	(28,932)	(27,537)	(26,891)	

(別紙1)

捕獲個体記録簿

1 捕獲個体性別 (該当するものに○を付けてください。)

- ① オス ② メス

2 推定年齢 (該当するものに○を付けてください。)

- ① 幼獣 (20kg以下) ② 亜成獣 (20~30kg) ③ 成獣 (30kg以上)

3 捕獲個体サイズ (推定数値で可)

- ① 頭胴長 (鼻の先から尾の付け根までの長さ) (cm)
② 体長 (前足の付け根から尾の付け根までの長さ) (cm)
③ 体高 (前足の先から背中までの長さ) (cm)
④ 胸囲 (前足付け根後側の胸囲の長さ) (cm)

4 捕獲した個体がメスの場合に記入してください。

(1) 妊娠の状況 (該当するものに○を付けてください。)

- ① 有 ② 無 ③ 不明

(2) 妊娠の確認方法 (該当するものに○を付けてください。)

- ① 胎児で確認 ((3)へ) ② 乳汁の分泌で確認

(3) 胎児の性別 (該当するものに○を付けてください。)

- ① オス ② メス ③ 不明

5 角の状態 (該当するものに○を付けてください。)

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥



(資料3)

＜シカ捕獲状況調査についてのお願い＞

宮崎県では、農林業被害等の軽減のため、県下全域でシカの狩猟期間の延長などにより、シカの管理を行っています。

この管理を適正に実施するためには、狩猟期における捕獲状況の把握が大変重要となります。

つきましては、シカ猟をされた場合の捕獲状況を狩猟者登録証の返納と併せて、提出していただきますよう御協力をお願いします。(免許種別を問わず、シカ猟をされた方は、捕獲の有無にかかわらず提出をお願いします。)

- 提出先
宮崎県猟友会会員の方：自分の所属する猟友会支部
上記以外の方：狩猟者登録を受けた西臼杵支庁又は各農林振興局の林務課
- 問い合わせ先
鳥獣保護区等位置図に記載してあります。

シカ捕獲報告票 (年 月～ 年 月)

フリガナ		電 話	() -
氏 名		住 所	

- ※1 次の表は、捕獲者本人が記入し、共猟の場合、報告に重複がないようにお願いします。
- ※2 捕獲方法について該当するものに○を付してください。
- ※3 捕獲場所は、鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号(○数字)を記入してください。
- ※4 共猟者数には、本人を含めること。

NO	出猟月日	捕獲場所 または 出会った 場所 ※3	捕獲方法 ※2			捕獲 の有無 ○ 又は ×	捕獲頭数			出合数				共 猟 者 数 ※4	
			銃 器	く く り わ な	箱 わ な		オス	メス	不明	オス	メス	子	不明		
															妊娠 頭数
	(記入例) 11月20日	1	○			○		2	1		-	2	-	-	3
1	月 日														
2	月 日														
3	月 日														
4	月 日														
5	月 日														
6	月 日														
7	月 日														
8	月 日														
9	月 日														
10	月 日														
11	月 日														
12	月 日														
13	月 日														
14	月 日														
15	月 日														

(資料4)

ニホンジカ糞粒調査用紙 (ニホンジカ生息状況モニタリング調査)

調査年月日	年 月 日	調査員氏名	
市町村名		調査メッシュ NO.	
調査地点名		調査プロット	
中心点座標	N : E :	標高 (m)	

「調査地周辺の代表的且つ均一な植生環境において、概ね20×20mの範囲を対象に、下記の情報（環境・植生・痕跡）を記入してください。

また、継続的な調査を行うために、中心点の座標をGPSにて記録してください。

○環境情報

- ・林の種類(常緑広葉樹林・落葉広葉樹林・アカマツ林・スギ植林・ヒノキ植林・その他())
- ・傾斜 (°) ・地形(尾根・谷・斜面)
- ・斜面方位(東・東南・南・南西・西・北西・北・北東)
- ・林冠木の高さ(20m以上・20m未満10m以上・10m未満5m以上・5m未満)

○低木層(高さ1～3mの植物の被覆度)

- ・低木の植被率(50%以上・25%以上50%未満・10%以上25%未満・1%以上10%未満・1%未満・不明※)
- ・ササの植被率(50%以上・25%以上50%未満・10%以上25%未満・1%以上10%未満・1%未満)

※落葉性の植物が多く(葉のついていない低木が目立つ等)、冬季の調査では植被率が判断できない場合は「不明」

○草本層(高さ1m以下の植物の被覆度) ※ササを除く

- ・植被率(50%以上・25%以上50%未満・10%以上25%未満・1%以上10%未満・1%未満・不明※)

※落葉性の植物が多く(枯れた草本が目立つ等)、冬季の調査では植被率が判断できない場合は「不明」

○シカの痕跡

- ・採食痕跡 (有・無) ※過去2～3年以内のもの
- ・樹皮の剥皮 (有・無) ※古いものも含む
- ・ディアライン (有・無)

※シカの届く範囲(約2mの高さ)の植物が採食により顕著に衰退している場合には「有」とする

プロット(20m²)別集計表

区画 2m*2m	糞粒数				
	A	B	C	D	E
1					
2					
3					
4					
5					
計					

プロット総面積 m² 総糞粒数 粒
 その他(調査地見取り図など)

(資料5)

シカ被害調査報告用紙

報告者					
調査日					
調査の種類 (○を付けてください)	1 : 下刈 4 : 間伐検査	2 : 下刈検査 5 : その他 (3 : 間伐)	
調査場所	所在地	(メッシュ番号)			
	林班名				
	樹種		植栽年		面積 ha
以下、いずれかに○を付けてください。					
被害防除の有無	1 : 忌避剤散布 4 : 無	2 : 防護柵 5 : その他 (3 : 電気柵)	
被害の有無	1 : 被害有	2 : 被害無			
被害状況	1 : 枝葉の被害(新芽、葉、枝)		2 : 樹皮の被害(角こすり、樹皮、幹)		
被害程度	1 : 葉のほとんどが食べられている木が多い。 2 : 葉先がつまみ食いされている木が多い。				
被害割合	1 : 調査地のほとんどの木に被害 2 : 3～6割程度の木に被害 3 : 2割以下の木に被害			被害率	
				%	
意見等			被害の程度		

※別紙「シカ被害調査要領」参照

シカ被害調査要領

宮崎県自然環境課

- 1 調査実施市町村の選定については、シカの生息が確認されているか、過去にシカによる被害が報告されている市町村を対象とするものとする。
- 2 一市町村当たりの調査目標件数を20箇所以上とするものとする。
- 3 造林地を対象に調査を実施するものとする。
多くのデータを収集する上から、新植地、幼・壮齡林について、可能な限り調査を行うものとする。
- 4 調査地は、1地域に集中しないように適宜調査地を選定して調査するものとする。
- 5 調査する造林地を決定したら、被害のあるなしに関係なく調査し、調査した全筆について報告書を作成するとともに、調査の実施個所については、地図（市町村全域図）上に記入して整理するものとする。
- 6 調査方法等については、西臼杵支庁及び各農林振興局単位で関係者等と調整して実施するものとする。
（県・市町村職員、森林所有者、森林組合職員、作業班員等による実施可。）
- 7 調査票については、専門機関に依頼し、被害実態の把握や今後の対応策について検討する。